

## 資料7 完成図書一覧(案)

成果物	総合体育館	陸上競技場	補助陸上競技場	野球場	弓道場	外構	部数	備考
竣工図(建築)	○	○	○	○	○	○	1式	A1二つ折製本(1部) A3(縮小版)二つ折製本(3部)
竣工図(電気設備)	○	○	○	○	○	—	1式	A1二つ折製本(1部) A3(縮小版)二つ折製本(3部)
竣工図(機械設備)	○	—	—	○	○	—	1式	A1二つ折製本(1部) A3(縮小版)二つ折製本(3部)
竣工図(昇降機設備)	○	—	—	—	—	—	1式	A3二つ折製本(3部)
竣工図(什器・備品配置表)	○	—	—	—	—	—	1式	A3二つ折製本(3部)
図面等が収録された電子媒体	○	○	○	○	○	○	2部	CD-R等(CAD データ、その他(word、Excel、PDF 等))※図面データはPDF データも提出のこと
取扱説明書	○	○	○	○	○	○	2部	A4ファイル
保全に関する資料	○	○	○	○	○	○	2部	A4ファイル
工事記録写真	○	○	○	○	○	○	2部	適宜(電子データも含む)
管理上必要な物品リスト	○	○	○	○	○	○	2部	A4ファイル
管理上必要な物品カタログ	○	○	○	○	○	○	2部	適宜
竣工写真	○	○	○	○	○	○	2部	適宜(電子データも含む) ※外観・主要室等を写真家により撮影する
保証書(原本)	○	○	○	○	○	○	1部	適宜

※ 竣工写真の著作権等については、次の通りとすること。

- (ア) 事業者は市による竣工写真の使用が、第三者の有する著作権を侵害するものでないことを市に対して保証する。事業者は、かかる竣工写真が第三者の有する著作権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、または必要な措置を講じなければならないときは、事業者がその賠償額を負担し、または必要な措置を講じること。
- (イ) 竣工写真は、市が行う事務並びに市が認めた公的機関の広報等に、無償で使用することができるものとする。この場合において、著作権名を表示しないことができるものとする。
- (ウ) 事業者は、あらかじめ本市の承諾を受けた場合を除き、竣工写真が公表されないようにし、かつ、竣工写真が本市の承諾しない第三者に閲覧、複写又は譲渡されないようにすること。